

東日本大震災を踏まえた災害時の保健・医療対策の加速化と抜本的な強化

強化の方向性

項目

南海地震対策行動計画
(目標と取り組み)

今回見えてきた課題

今すぐできる取り組み

今後の対策

目指すべき姿

災害医療救護体制の検討

- I 災害医療救護計画
- II 医療機能の回復

- ◆災害時の医療救護活動体制の整備
 - ・災害医療救護計画・災害救急医療活動マニュアルの改訂
 - ・DMAT(災害派遣医療チーム)の整備
 - ・医療従事者関係団体との災害時協力協定の締結

- ◆長期間にわたる医療救護体制の必要性
- ◆被災地域の医療機能が消失し、災害医療から通常医療への早期の移行が困難
- ◆通信手段の喪失により状況把握ができない
- ◆各種の医療支援を当初の要請段階からコーディネートする機能が必要
- ◆被災地への陸路移動、被災地内の移動車両用ガソリンが枯渇
- ◆医療機関の被災、交通手段の途絶などにより通院できない患者が多数発生

- ◆「災害医療救護計画・災害救急医療活動マニュアル」の見直し
 - ・急性期対応の再検討
 - ・急性期以降の医療救護のあり方
 - ・医療機関の機能回復のための対策を検討
 - ・交通や情報通信が途絶した場合の医療救護

- ◆医療救護体制の整備
 - ・DMATの充実
 - ・広域医療搬送(県外への搬送)のための拠点整備
 - ・医療救護訓練の実施など
 - ・医療の受援体制の検討
 - ・燃料等の広域緊急供給体制の確立及び医療支援車両に対する優先給油
- ◆国への政策提言
 - ・医療救護活動に必要な情報伝達手段の確保

- ◆広域的な災害(津波被害を含む)に対応できる医療救護体制の確立

医療機関の機能維持

- I 耐震化・津波対策

- ◆医療機関の耐震化の促進
(目標)
病院の耐震化率 →90%

- ◆沿岸地域の医療施設の津波被害への備え
- ◆長期にわたる停電、断水への対応

- ◆国の交付金を活用した耐震整備の着実な実施
- ◆医療機関の現状把握
(自家発電機の有無、医薬品・医療用水等の備蓄等)

- ◆国への政策提言
 - ・抜本的な医療機関の耐震化施策の見直し
 - ・道路等の寸断により、孤立する可能性が高い地域で医療活動の拠点としての役割が期待される有床診療所についても補助対象とする
 - ・浸水や大規模停電に備える電源確保対策も補助対象とする
- ◆医療機関の機能回復のための検討(人的支援、物資等)

- ◆発災時点での被害の軽減
- ◆速やかな復旧と被災者等に対する医療の提供
(医療機能の回復)

医療機関における地震防災対策

- I 医療機関における地震防災対策
- II 災害時に必要な医薬品等の確保
- III 県立病院の地震防災対策

- ◆医療機関における地震防災対策の促進
 - ・医療機関における防災計画の作成
 - ・医療機関における防災訓練の実施

- ◆医療機関において津波被害を想定した計画・避難訓練が必要
- ◆広範囲で長期化する被害への対応
 - ・慢性患者等への医薬品の確保
 - ・備蓄できない医薬品の確保策の検討
- ◆業務委託を行っている企業、薬品等の納入先企業など関係先を巻き込んだ、事業継続計画(BCP)の策定が必要(県立HP)

- ◆医療機関に対する避難の啓発及び避難計画・避難訓練の実施等の確認
- ◆津波被害を想定した防災計画の策定と避難訓練の実施等の指導
- ◆慢性患者等に対する医薬品の備蓄のあり方の検討
- ◆災害対応マニュアルの再点検と、職員及び院内で従事する関係企業の従事者等へ内容の徹底を図る(県立HP)
- ◆病院内におけるBCPの先進事例の収集や研究を行い、実践的・実務的なBCPを早期に策定する(県立HP)

- ◆国への政策提言
 - ・備蓄の不可能な医薬品及び県域を越えた広域的な医薬品の供給体制の検討
- ◆県を超えた広域的な医薬品の確保・供給体制
- ◆避難が困難な医療施設への対応を検討

- ◆入院患者等の速やかな避難体制の確立
- ◆救急期から慢性期までに対応する医薬品の備蓄
- ◆災害時における医薬品の供給体制の確立
- ◆備蓄不能な医薬品を含めた広域的な供給体制の確立
- ◆災害対応マニュアルの周知や日常の訓練等を通じて、災害発生時に、職員及び関係者が戸惑うことなく役割をこなし、利用者の被災を回避できるシステムの確立(県立HP)

効果的な保健衛生活動の展開

- I 保健行政コントロール機能の確保
- II 福祉保健所庁舎等の耐震化
- III 避難所等における歯科保健医療提供体制の整備
- IV こころのケア

- ◆県有建築物耐震化実施計画に基づき、庁舎等の耐震化を推進
- ◆災害時こころのケア対策の推進

- ◆被災地の行政支援がない前提での保健活動の展開
- ◆保健活動の基礎情報の確保
- ◆保健支援チームのコントロール拠点の確保
- ◆避難所等における歯科保健医療提供体制の未整備
- ◆こころのケアに携わる人材不足

- ◆災害時保健活動ガイドラインの見直し
- ◆住民の健康情報の管理実態の把握
- ◆拠点に必要な設備の洗い出し
- ◆避難所等における歯科保健医療提供の訓練実施に向けた準備
- ◆被災地へのこころのケアチームの派遣

- ◆健康情報の管理のあり方を検討
- ◆拠点となる福祉保健所づくり
 - ・指揮命令系統の明確化
 - ・一定期間地域内で活動を完結できる体制の整備に向けた検討
- ◆拠点となる福祉保健所の耐震化
- ◆避難所等における歯科保健医療提供体制の検討
- ◆こころのケア支援チームの編成
- ◆こころのケアマニュアルの検証
- ◆こころのケア人材の育成

- ◆他県からの支援チームによる、災害保健活動の円滑な実施体制の確立
- ◆避難所等における歯科保健医療提供体制の確立
- ◆災害時時のこころのケアが必要な人が必要なケアを受けられる体制作り

生活衛生対策の見直し

- I 水道施設の耐震化
- II 広域火葬の実施体制の整備
- III ペットの保護体制の整備

- ◆広域火葬計画の策定
 - ・火葬場の調査
 - ・連絡協議会の設置
 - ・葬祭用具等の供給体制
- ◆ペット保護マニュアルの作成
- ◆獣医師会等関係団体と協定締結

- ◆上水道の復旧の遅れによる衛生環境の回復の遅れ
- ◆遺体対応としての土葬の可能性
- ◆ペット保護に係る民間支援組織からの受援体制の構築

- ◆国の水道施設耐震化に係る補助制度に関する市町村の意向調査の実施
- ◆広域火葬計画の策定作業
 - ・関係市町村との協議を継続
 - ・関係県との協議に向けた準備
- ◆災害時のペット保護マニュアルの作成協議
- ◆県内の井戸(地下水)・わき水のマップ作成作業

- ◆県内水道事業者が施設の耐震化に取り組める環境整備を国へ提言
- ◆火葬対応が困難な場合の土葬の検討
- ◆緊急災害時、現地動物救護本部の配備体制を検討

- ◆早期の給水復旧を可能とする基幹管路の耐震化
- ◆火葬時における効率的な広域火葬の実施
- ◆災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に迅速に対応できる官民協力体制の確立
- ◆県民への(地下水マップ)の周知、広報

東日本大震災を踏まえた 災害時要援護者対策 の 加速化と抜本的な強化

強化の方向性 項目

南海地震対策行動計画 (目標と取り組み)

今回見えてきた課題

今すぐできる取り組み

今後の対策

目指すべき姿

在宅要医療者の支援体制の整備

- ◆在宅要医療者災害支援マニュアル策定
- ◆難病患者等に「在宅要医療者の災害対応パンフレット」等を配付し、災害対応について啓発

- ◆避難場所、避難経路の見直し
- ◆停電、交通遮断等が長期化した場合の対応

- ◆「在宅要医療者災害支援マニュアル」の再検証
- ◆市町村と連携した個別支援計画の見直し

- ◆在宅療養している人工呼吸器等使用難病患者への非常用発電機等購入費助成制度の検討
- ◆個別支援計画の見直しや在宅要医療者災害支援マニュアルの再検証により新たに必要となった支援策の検討

- ◆強い揺れと津波による生命の危機回避(医療機器の故障・破損対策、停電対策)
- ◆医療機関への搬送までの介護支援者の確保
- ◆医療機関情報の連絡網の整備
- ◆広域的搬送も含めた、医療機関への搬送手段、経路の確保
- ◆市町村が災害時要援護者を把握し、個別の避難支援計画を策定する

災害時要援護者の支援体制の整備

- ◆災害時要援護者の支援体制の整備
- ◆災害時要援護者等への啓発の推進
- ◆情報伝達に特に配慮を要する方への支援体制の整備

- ◆各市町村における個々の要援護者の避難支援プランの策定が進んでいない。
- ◆人口減少に伴い、避難支援ができる人員の確保が困難
- ◆大津波から要援護者を迅速に避難させるための避難場所や避難手段の検証及び見直し
- ◆災害発生後に在宅での支援を必要としている方へのきめ細かな対応

- ◆各市町村における災害時要援護者の把握、避難支援プラン、避難支援体制整備の支援
- ◆手話通訳者ボランティア等の登録及び派遣システムの構築
- ◆聴覚障害者情報センターを中心としたボランティア支援受入体制や連携方法の整理

- ◆地域福祉計画・実践活動の推進による要援護者を地域で支援する地域の支え合いの再構築を通じて、災害発生時の要援護者に対する迅速かつ確実な支援

- ◆震災発生時における、地域での要援護者に対する迅速かつ確実な支援体制の確立

福祉避難所の整備

- ◆福祉避難所の設置体制の整備

- ◆各市町村における福祉避難所の指定・協定が進んでいない。
- ◆福祉避難所における十分な人員の確保
- ◆福祉避難所の広域調整

- ◆各市町村における福祉避難所の指定(協定)を促進するためのガイドラインの周知
- ◆利用可能な施設の一覧の提供
- ◆福祉避難所の設備購入等への補助

- ◆福祉避難所として活用可能な地域交流スペースの整備促進
- ◆福祉避難所の広域調整・連携のための他県や社会福祉施設・団体との応援協定の締結等

- ◆一般の避難所では生活できない特別な配慮を必要とする要援護者が安心して避難できる避難場所の提供

社会福祉施設の地震防災対策

- ◆社会福祉施設における地震防災対策の促進
- ◆社会福祉施設の耐震化の促進

- ◆マニュアルの点検及び見直し
- ◆総合的な地震防災情報の網羅及び総点検
- ◆津波が想定される区域にある施設の安全性の確保

- ◆県マニュアルの見直し
- ◆各施設マニュアルの未作成施設への作成促進
- ◆県と社会福祉施設の連絡体制の構築

- ◆社会福祉施設の「安全対策シート(仮称)」の作成促進
- ◆見直された各施設のマニュアルに基づく定期的な訓練の徹底
- ◆高台への移転改築を含めた検討

- ◆施設の実情に応じた防災対策が整備され、定期的に訓練が実施されている。

災害ボランティア

- ◆災害ボランティアセンターの体制整備への支援

- ◆災害ボランティアセンターの設立・運営ノウハウの蓄積

- ◆市町村の災害ボランティアセンターの体制作りの支援
- ◆被災地の災害ボランティアセンターへの支援

- ◆災害ボランティア設置マニュアル見直し

- ◆各市町村での災害ボランティアセンターの速やかな設置と円滑な運営による災害への迅速な対応

備蓄

- ◆避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進

- ◆被災地支援のための拠出による備蓄物資の不足
- ◆目標備蓄量や備蓄場所・避難所への搬送ルート、提供方法などの検証・見直し

- ◆備蓄物資の早期購入・補てん
- ◆保管場所の安全性の検証及び見直し
- ◆流通備蓄拡大に向けた働きかけ

- ◆目標備蓄量や備蓄場所、搬送ルート等の検証及び見直し

- ◆震災発生後において、十分な備蓄物資を確実に円滑に提供できる体制の確立

災害時要援護者の支援体制の整備

現状

(H23.4.1現在)

- ◆災害時要援護者支援連絡協議会の設置
 - ・設置済みまたは同等の集まりがあるのは 12 市町村 (設置率 35.3%)
 - (設置予定及び検討しているのは 8 市町村、設置予定未定 14 市町村)
- ◆災害時要援護者避難支援プランの策定
 - <全体計画> 策定済：26 市町村、未策定：8 市町村
 - <個別計画> 策定済：2 市村、策定中：27 市町村、未着手：5 市町
- ◆災害時要援護者台帳の整備
 - ・整備済：10 市町村、整備中：23 市町村、未着手：1 村

課題

- (連絡協議会) ◆関係機関とのネットワークづくりがうまく進まない。
- (避難支援プラン) ◆未着手の市町村も多く、取組みの加速化が必要。
- ◆人口減少・高齢化に伴い、災害時における避難支援者やボランティアの確保が困難。
- (要援護者台帳) ◆個人情報の取扱い。
- ◆要援護者台帳情報の更新事務が負担。

- <東日本大震災により見えてきた課題>
- ◆大津波から要援護者を迅速に避難させるための避難場所や避難手段の検証・見直し
 - ◆ライフラインの未復旧等により在宅での支援を必要としている要援護者へのきめ細かな対応

南海地震対策の加速化と抜本的な強化

具体的な取組(対策)

- 今すぐできること**
- ◆市町村に対する避難支援プランの策定に関する研修会等の開催
 - ◆要援護者台帳の整備に活用可能な補助メニューの周知

- 今後の対応**
- ◆津波到達時間が短い場合など、想定されるケース別のシミュレーション
 - ◆自主防災組織や各社会福祉施設と連携した対応策の検討
 - ◆民生委員等による地域での見守り支援
 - ◆あったかふれあいセンターなど、地域の拠点となる場所での相談機能の強化
 - ◆地域福祉計画の策定、実践活動の推進による、要援護者を地域で支援する地域の支え合いの再構築

- 検討課題**
- ◆避難支援者の確保
 - ・地域でスキルを持った人(元看護師等)の把握
 - ・“お手伝いできます”といった意思表示の登録
 - ・ボランティアの受入
 - ・視覚や聴覚障害者等の避難
 - ◆変わりゆく情報(体調等)のアップデート
 - ◆認知症や難病の方の対応

関連する重要な施策

- ◆津波からの避難対策(避難方法、避難ルート)
- ◆情報伝達体制の整備
- ◆地域の防災活動・訓練等
- ◆福祉避難所の整備

災害時要援護者(高齢者・障害者など)



目指すべき姿

震災発生時における地域での要援護者に対する迅速かつ確実な支援体制の確立

安心

絆

福祉避難所の整備

現 状

- ◆福祉避難所の指定・協定【H23.6.1 現在】
・5市町村 18ヶ所 (検討中：19市町村)
- ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の策定(H22.8) 周知
- ◆福祉避難所として利用可能な施設調査結果の公表(H22.9・H23.3)
 - ・介護老人福祉施設 52ヶ所
 - ・老人保健施設 30ヶ所
 - ・母子生活支援施設、児童養護施設 10ヶ所
 - ・通所介護(デイサービス)事業所 177ヶ所
 - ・養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム 50ヶ所
 - ・障害者福祉施設 114ヶ所合計 433ヶ所

課 題

- ◆各市町村において災害時要援護者の情報を市町村が十分に整理できておらず、適切な支援のできる施設等の選定に至っていない。
- ◆必要な備蓄物資やベッドの確保、地域交流スペース等の施設の改修等が必要となる場合がある。
- ◆運営のための人員の確保が困難
- ◆防災関係機関と福祉関係機関の連携や情報共有

<東日本大震災により見えてきた課題>

- ◆福祉避難所での避難生活が長期化した場合の対応
- ◆福祉避難所の広域的な調整スキームが必要

南海地震対策の加速化と抜本的な強化

具体的な取組(対策)

今すぐできること

- ◆福祉避難所として利用可能な施設の情報提供・更新
- ◆「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の更なる周知
- ◆市町村担当者や社会福祉施設経営者との連絡会等を通じた指定・協定の促進
- ◆設備品の購入等に活用可能な補助メニューの周知

今後の対応

- ◆専門職等の人員の確保ができる体制の構築
- ◆市町村を超えた広域調整スキーム
- ◆地域交流スペース整備の財政的支援について、国へ政策提言
- ◆社会福祉施設以外の施設への福祉避難所スペースの指定・協定の促進
- ◆広域災害への対応として他県や社会福祉施設・団体との応援協定の締結

関連する重要な施策

- ◆津波からの避難対策
- ◆避難場所の確保・見直し
- ◆備蓄物資の確保
- ◆災害時医療対策
- ◆停電(ライフライン)対策
- ◆避難訓練
- ◆災害時要援護者の支援体制の整備

検討課題

- ◆長期化した場合の専門職員の確保
- ◆知的障害者や精神障害者の対応
- ◆認知症や難病の方の対応

福祉避難所
(市町村の指定・協定)



目指すべき姿

安心

一般の避難所では生活できない特別な配慮を必要とする要援護者が安心して避難できる避難場所の提供

絆

社会福祉施設の地震防災対策

現 状

◆社会福祉施設の地震防災対策マニュアルの作成率（H23.3.31現在）

高齢者施設	81.5%
障害児・者施設	66.2%
児童養護施設等	90.9%

◆社会福祉施設の耐震化率(H23.3.31現在)

養護・特養・ケアハウス・老健施設	93.0%
障害児・者の入所施設	90.0%
児童養護施設等	63.6%

課 題

- ◆施設マニュアル未作成施設に対する早期策定
- ◆既存施設マニュアルの点検及び見直し
- ◆各施設における防災対策等の状況の把握(土砂災害等危険区域、耐震化構造の有無、浸水区域の有無 等)

＜東日本大震災により見えてきた課題＞

- ◆社会福祉施設の総合的な防災対策情報の網羅及び総点検の実施
- ◆津波対策を中心に県社会福祉施設防災対策マニュアルの見直し
- ◆津波が想定される区域にある施設の安全性の確保

南海地震対策の加速化と抜本的な強化

具体的な取組(対策)

＜今すぐできる取り組み＞

- ◆県マニュアルの見直し
- ◆施設マニュアル未作成施設への作成促進
- ◆県と社会福祉施設の連絡体制の構築



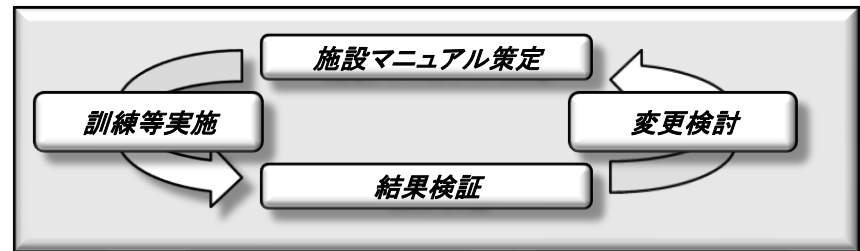
＜目指すべき姿＞

施設の実情に応じた防災対策が整備され、定期的に訓練が実施されている。

安心して暮らせる施設づくり

＜今後の対策＞

- ◆社会福祉施設での、総合的な防災対策情報の網羅及び総点検の実施のための「安全対策シート(仮称)」の作成促進



- ◆見直し後の県マニュアルの周知
- ◆各施設のマニュアル見直しへの支援
- ◆見直された被害想定に基づく訓練の実施を指導
- ◆高台への移転改築を含めた検討

各施設における日ごろからの地震防災対策の自己チェックが進むことを期待

備蓄（十分な備蓄物資を確実にかつ円滑に提供できる体制の確立）

基本的な考え方

- ◆飲料水や食料等の物資の備蓄は、個人や地域で行うことを基本
- ◆被害状況により、備蓄物資を個人宅等から取り出せない場合や避難生活が長期化する場合に備えて、行政機関においても物資の備蓄を行う。
- ↓
- ◆行政備蓄は、特に生命維持や生活に最低限必要、かつ、大量に必要となるものとして「水」「食料」「毛布」などを備える。

県と市町村の役割分担

- 【市町村】 緊急的な対応を可能とするため市町村が発災後3日間の備蓄体制を確立する。
- 【県】 広域的な災害や避難生活の長期化等のための緊急供給分として、発災後4日目以降の備蓄を行う。

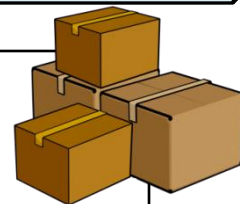
<備蓄体制のイメージ>



1日目
市町村による備蓄

2～3日目
市町村内の流通備蓄

4日目～
県内外から調達



※平成17年度市町村課題検討会応急対策WG最終報告書
「南海地震に向けた備蓄対策」より抜粋

県・市町村の備蓄目標(これまでの考え方)

- <市町村分>
 - ◆家屋損壊による避難予測者数(117,525人)の最初の1日分の需要量
 - ◆2～3日目以降は、民間事業者との協定により市町村内の流通備蓄を調達
- <県分>
 - ◆避難予測者数(117,525人)の1日分の20%と設定(他県の状況等を参考)
 - ◆その他は流通備蓄等で対応
 - ◆物資の保存期間、備蓄量の安定的確保などを踏まえ、H22年度より5年間で段階的に購入

備蓄の現状

<市町村分>	目標 (H23末)	現備蓄量 (H23.6)	備蓄目標 達成率
水(リットル)	352,569	23,016	6.5%
食料(食)	423,090	177,264	41.9%
毛布(枚)	130,038	46,030	35.4%

【市町村備蓄が進んでいない理由】

「流通備蓄や個々の集落での備蓄により対応可能」「保管場所・管理が課題」

※東日本大震災を踏まえ、補正予算等で備蓄を拡大予定 18市町村

<県分>	目標 (H26末)	備蓄予定 (H23末)	現備蓄量 (H23.6)	備蓄目標 達成率
水(リットル)	70,500	28,200	0	0%
食料(食)	70,500	28,200	0	0%
毛布(枚)	7,000	7,000	0	0.0%

今後の対応

明日来るかもしれない災害に備えるため、まずは、県備蓄のH26年度末までの目標量を計画を前倒しして早急にすべて調達する。

また、同時に市町村備蓄についても、早急に目標量を達成できるよう、市町村に対しても働きかけを行う。

さらに、庁内各部署と連携して、目標備蓄量や備蓄場所、避難所への搬送ルートや体制等についても、市町村と協議の上、検証し、見直しを検討する。

検討課題

- ◆目標備蓄量の検証
- ◆物資の保管場所
- ◆物資の提供方法・体制
- ◆食料の内容(アレルギー対応)
- ◆各年度の備蓄物資の効果的な活用 等